内閣府、復興庁、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第　　号
国土交通省、環境省、原子力規制委員会

産業技術力強化法（平成十二年第四十四号）第二十九条第二項柱書及び第三号ハ、第四項並びに第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、産業技術力強化法に基づく重点産業技術共同研究開発機関に関する命令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

内閣総理大臣　名
総務大臣　名
財務大臣　名
文部科学大臣　名
厚生労働大臣　名
農林水産大臣　名

経済産業大臣　名
国土交通大臣　名
環境大臣　名
原子力規制委員会委員長　名

産業技術力強化法に基づく重点産業技術共同研究開発機関に関する命令

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、産業技術力強化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（重点産業技術共同研究開発機関の認定の申請）

第二条　法第二十九条第二項の規定により同条第一項の重点産業技術共同研究開発機関の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

２　法第二十九条第二項第三号ハの主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　研究及び開発を行うための資金の管理の体制に関する事項

二　認定を受けようとする研究開発機関と事業者の連携に関する事項

（重点産業技術共同研究開発機関の認定）

第三条　主務大臣は、法第二十九条第一項の規定により重点産業技術共同研究開発機関の認定の申請を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該重点産業技術共同研究開発機関の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

（重点産業技術共同研究開発機関の公表）

第四条　法第二十九条第四項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　重点産業技術共同研究開発機関の認定の年月日

二　重点産業技術共同研究開発機関の所在地（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主たる事務所の所在地を含む。）

三　認定に係る重点産業技術

四　事業者と共同して前号の重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制

2　前項の規定は、法第二十九条第七項の規定により準用する同条第四項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「認定」とあるのは「認定の取消し」と読み替えるものとする。

（重点産業技術共同研究開発機関による情報の公表）

第五条　法第二十九条第五項の主務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項に加えて、次の各号に掲げる事項とする。

一　認定に係る重点産業技術に関する研究及び開発に従事する研究者の氏名

二　認定に係る重点産業技術に関する研究及び開発を行うための設備等

（重点産業技術共同研究開発機関の認定の取消し）

第六条　主務大臣は、法第二十九条第六項の規定により重点産業技術共同研究開発機関の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を当該認定が取り消される重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）に交付するものとする。

（体制の報告）

第七条　重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）は、その認定に係る人材、設備その他の体制について、様式第五により主務大臣に報告しなければならない。

２　前項の報告は、重点産業技術共同研究開発機関が当該認定を受けた日の属する年度の末日から起算して一年を経過するごとに、その一年の期間ごとに一回行わなければならない。

附　則

この命令は、令和九年四月一日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

重点産業技術共同研究開発機関に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

研究開発機関の名称：

研究開発機関の所在地：

（大学・大学共同利用機関の場合）

設置者の名称：

設置者の主たる事務所の所在地：

産業技術力強化法第 29 条第１項の規定に基づき、重点産業技術共同研究開発機関の認定を受けたいので別紙のとおり申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

１　事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制

名称（フリガナ）：＿＿

所在地：＿＿＿

２　申請に係る重点産業技術

※産業技術力強化法施行令（平成 12 年政令第 206 号）第３条各号に規定する分野における産業活動において利用される技術を記入すること。

重点産業技術：＿＿

３　研究者の実績に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

氏名	経歴
研究実績	
氏名	経歴
研究実績	

４　研究者の確保に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

（取組の概要）

（取組の詳細）

５　研究支援人材の確保に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

（技術職員の確保状況）

（事務職員・研究開発マネジメント人材の確保状況）

６　研究及び開発に関して知り得た情報の管理責任者に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

氏名	所属
（想定される技術流出の懸念） （情報の管理のための仕組み）	

7　研究及び開発を行うための設備等に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

設備等の名称	
確保の状況	
使用方法	
設備等の仕様、数量	
保守・運用に必要な技術職員の数、その理由	

8　研究及び開発を行うための資金の管理の体制に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

法人の資金管理業務を行う役員（理事等）の氏名、役職	（氏名） （役職）
（財務運営の状況）	

９　認定を受けようとする研究開発機関と事業者の連携に関する事項

※以下の書類を別添として提出すること。

①研究開発機関が産学連携本部（申請に係る人材、設備その他の体制を活用して行う重点産業技術に関する研究及び開発について事業者と協議しその内容を定め、当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務及び当該研究及び開発に係る経理事務を実施する組織をいう。以下同じ。）を設置していることを示す書類

②当該産学連携本部に申請に係る研究開発機関の確保する人材、設備その他の体制を活用して重点産業技術に関する研究及び開発を行おうとする事業者のための相談窓口が設置されており、かつ、当該相談窓口が広く公表されていることを示す書類

③当該相談窓口において、当該研究及び開発に係る業務に関し３年以上の経験を有する者が配置されていることを示す書類

④当該産学連携本部に当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務に従事する者が３名以上配置されており、うち１名以上は、当該研究及び開発に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の当該研究及び開発に係る運営及び管理に係る業務に関する専門的な知見を有する者が配置されていることを示す書類

⑤当該産学連携本部に当該研究及び開発に係る経理事務に専ら従事する者が配置されていることを示す書類

⑥研究開発機関が当該研究及び開発に係る申込み及び契約又は協定の締結に関する手続に関する次の事項（その内容が、当該研究及び開発を行う事業者との契約又は協定の締結その他研究及び開発の実施に関し適切なものであると認められる場合における当該事項に限る。）を定めており、かつ、当該事項を公表していることを示す書類

（ア）当該研究及び開発を実施するために必要な事務手続に関する事項
（イ）当該研究及び開発に要する費用の分担に関する事項及び事業者が負担した額について当該研究開発機関が行う確認に関する事項
（ウ）当該研究及び開発の成果の帰属及び成果の当該研究開発機関による公表に関する事項
（エ）（ア）～（ウ）に掲げる事項のほか、当該研究及び開発を実施するために必要な事項を定めていることを示す書類

⑦研究開発機関が当該研究及び開発の実施のために必要な業務の方法に関する規程を定めており、当該規程に次に掲げる事項の全てが定められていることを示す書類

（ア）当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務を当該産学連携本部が実施すること
（イ）当該研究及び開発に係る経理事務を当該産学連携本部が実施すること
（ウ）当該研究及び開発に係る費用の額の確認を当該産学連携本部が実施し、当該確認の内容に基づき、当該研究及び開発に係る試験研究費のうち法第 27 条第１項の基準に適合する研究及び開発に係る試験研究費の額の認定を当該研究開発機関の長が実施すること

⑧当該産学連携本部が当該研究及び開発に係る経理事務を適切に実施するための会計に係る情報システムの活用を示す書類

⑨事業者と共同して行う又は事業者から委託を受けて行う重点産業技術に関する研究及び開発に関する書類

様式第二（第３条第１項関係）

重点産業技術共同研究開発機関に係る認定書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で申請のあった研究開発機関については、産業技術力強化法第 29 条第３項の規定に基づき、重点産業技術共同研究開発機関として認定します。

記

１．認定の年月日

２．重点産業技術共同研究開発機関の名称及び所在地（大学及び大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称及び主たる事務所の所在地を含む。）

３．認定に係る重点産業技術

４．事業者と共同して認定に係る重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三（第３条第２項関係）

重点産業技術共同研究開発機関に係る不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で申請のあった研究開発機関については、下記の理由により重点産業技術共同研究開発機関の認定をしないものとします。

記

１．研究開発機関の名称及び所在地（大学及び大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称及び主たる事務所の所在地を含む。）

２．申請に係る重点産業技術

３．事業者と共同して申請に係る重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制

４．不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第四（第６条関係）

重点産業技術共同研究開発機関の認定取消し通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で認定をした重点産業技術共同研究開発機関について、産業技術力強化法第 29 条第６項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

１．認定取消しに係る重点産業技術

２．認定取消しに係る事業者と共同して認定に係る重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制

３．認定取消しの理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第五（第７条第１項関係）

重点産業技術共同研究開発機関の体制報告書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

研究開発機関の名称：

研究開発機関の所在地：

（大学・大学共同利用機関の場合）

設置者の名称：

設置者の主たる事務所の所在地：

年　　月　　日付で認定を受けた重点産業技術共同研究開発機関の当該認定に係る体制を別紙のとおり報告します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

1　研究者の実績に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

氏名	経歴
研究実績	
氏名	経歴
研究実績	

２　研究者の確保に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

（取組の概要）

（取組の詳細）

３　研究支援人材の確保に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

（技術職員の確保状況）

（事務職員・研究開発マネジメント人材の確保状況）

４　研究及び開発に関して知り得た情報の管理責任者に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

氏名	所属
（想定される技術流出の懸念） （情報の管理のための仕組み）	

５　研究及び開発を行うための設備等に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

設備等の名称	
確保の状況	
使用方法	
設備等の仕様、数量	
保守・運用に必要な技術職員の数、その理由	

６　研究及び開発を行うための資金の管理の体制に関する事項

※枠内に記載できない場合は、枠を拡張するか、別添に記載の上その旨を枠内に記入すること。

法人の資金管理業務を行う役員（理事等）の氏名、役職	（氏名） （役職）
（財務運営の状況）	

7　重点産業技術共同研究開発機関と事業者の連携に関する事項

※以下の書類を別添として提出すること。

①研究開発機関が産学連携本部（認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う重点産業技術に関する研究及び開発について事業者と協議しその内容を定め、当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務及び当該研究及び開発に係る経理事務を実施する組織をいう。以下同じ。）を設置していることを示す書類

②当該産学連携本部に認定に係る研究開発機関の確保する人材、設備その他の体制を活用して重点産業技術に関する研究及び開発を行おうとする事業者のための相談窓口が設置されており、かつ、当該相談窓口が広く公表されていることを示す書類

③当該相談窓口において、当該研究及び開発に係る業務に関し３年以上の経験を有する者が配置されていることを示す書類

④当該産学連携本部に当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務に従事する者が３名以上配置されており、うち１名以上は、当該研究及び開発に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の当該研究及び開発に係る運営及び管理に係る業務に関する専門的な知見を有する者が配置されていることを示す書類

⑤当該産学連携本部に当該研究及び開発に係る経理事務に専ら従事する者が配置されていることを示す書類

⑥研究開発機関が当該研究及び開発に係る申込み及び契約又は協定の締結に関する手続に関する次の事項（その内容が、当該研究及び開発を行う事業者との契約又は協定の締結その他研究及び開発の実施に関し適切なものであると認められる場合における当該事項に限る。）を定めており、かつ、当該事項を公表していることを示す書類

（ア）当該研究及び開発を実施するために必要な事務手続に関する事項
（イ）当該研究及び開発に要する費用の分担に関する事項及び事業者が負担した額について当該研究開発機関が行う確認に関する事項
（ウ）当該研究及び開発の成果の帰属及び成果の当該研究開発機関による公表に関する事項
（エ）（ア）～（ウ）に掲げる事項のほか、当該研究及び開発を実施するために必要な事項を定めていることを示す書類

⑦研究開発機関が当該研究及び開発の実施のために必要な業務の方法に関する規程を定めており、当該規程に次に掲げる事項の全てが定められていることを示す書類

（ア）当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務を当該産学連携本部が実施すること
（イ）当該研究及び開発に係る経理事務を当該産学連携本部が実施すること
（ウ）当該研究及び開発に係る費用の額の確認を当該産学連携本部が実施し、当該確認の内容に基づき、当該研究及び開発に係る試験研究費のうち法第 27 条第１項の基準に適合する研究及び開発に係る試験研究費の額の認定を当該研究開発機関の長が実施すること

⑧当該産学連携本部が当該研究及び開発に係る経理事務を適切に実施するための会計に係る情報システムの活用を示す書類

⑨事業者と共同して行う又は事業者から委託を受けて行う重点産業技術に関する研究及び開発に関する書類